

## 中国商標法の体系的改正における機会と課題

要旨：2025年末に公布された「中華人民共和国商標法（改正草案）」は、2023年に公表された「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」と比較して相当の改善が見られるものの、なお多くの改善の余地が存在する。具体的には、①商標の授権・権利確定手続と侵害手続との関係の体系的整理、②悪意による商標登録出願行為に対する規制措置の精緻化、③商標使用義務の強化及び誤認を招く商標の取消手続の整備、④商標の授権・権利確定手続と商標管理・保護との関係の明確化、⑤立法用語及び定義の最適化、などが挙げられる。

キーワード：商標法改正／登録査定・権利確定手続／侵害手続／悪意による登録出願／商標使用義務／商標取消／商標権／立法用語

現行の「中華人民共和国商標法」（以下「商標法」という。）は、2019年の第4次改正を経て、国家知識産権局が全面的な法改正に関する調査研究を開始した。複数回にわたる専門的検討及び関係部門・実務界からの意見聴取を経て、改正草案の枠組みが形成され、2023年1月13日に同局ウェブサイトにおいて「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という。全10章101条）が公表された。当該「意見募集稿」の起草部門は、多数の意見を踏まえた上で更なる検討・論証を行い、条文の整理・統合を経て、全9章84条へと改編した。2025年11月14日、国务院常務會議は「中華人民共和国商標法改正草案」（以下「改正草案」という。）を審議し、原則としてこれを可決し、全国人民代表大会常務委員会に提出し審議することを決定した。さらに、2025年12月22日には第14期全国人民代表大会常務委員会第19回會議において同「改正草案」が初めて審議され、同年12月27日、中国人大網において「中華人民共和国商標法（改正草案）」（2025年意見募集稿）が公表され、広く社会に向けて意見募集が行われた。

筆者は2023年に「我が国商標法第5次改正における三つの重要問題」[1]を公表したが、本稿では最新の「改正草案」を踏まえ、中国商標法の体系的改正における機会と課題について引き続き検討を行う。なお、読みやすくするため、本稿における修正提案箇所はすべて角括弧〔 〕により示すものとする。

## 一、商標の授権・権利確定手続きと侵害手続きの関係の体系的調整

今回の商標法は「改正（修訂）」の形式を採用している。全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会による「立法技術規範」（2024年）によれば、法律の改正形式を採用する場合には、新たな法律文を公布する必要がある、法律の施行日は改正後の施行日とされるとともに、従前の関連法律の施行停止を明確に規定しなければならない。これまでの4回の「修正」と比較すると、「改正」方式の利点は、旧法の章構成や条文順序に拘束される必要がなく、より合理的な構造枠組みを構築できる点にあり、その結果として、より広範な改正の自由度を確保できる点にある。

実際、本次改正における最も顕著な変更は、「中華人民共和国特許法」第2章「特許権付与の条件」に倣い、第2章として「商標登録の条件」を新設した点である。これにより、従来は第1章「総則」に規定されていた主として絶対的理由に関する条項と、第3章「商標登録の審査及び核準」に規定されていた主として相対的理由に関する条項とが一体的に整理・規定されることとなった。

2013年の「商標法」第3次修正における最も顕著なポイントの一つは、商標権侵害の定義に「混同を生じさせるおそれ（容易に混同を生じさせる）」という法的要件を追加した点である。しかしながら、これに対応して、授権・権利確定手続きにおける後願商標と先願商標との抵触要件に同様の「混同を生じさせるおそれ」の要件を導入するには至らなかった。確かに、「最高人民法院による商標授権・権利確定行政事件の審理に関する若干問題の規定」（法積〔2017〕2号）第12条は、著名商標に関する条項の解釈を通じて、多要素による混同判断の原則を確立している。しかし、各国の商標法に見られるように、登録段階と侵害段階において混同可能性を並行的かつ対称的に規定していないため、実務上、審査基準及び執行基準の不統一が生じやすい。例えば、商標の客観的な類似性のみを単純に考慮した場合、実際には類似性が高くないにもかかわらず、先願商標の周知性を十分に考慮できない結果、先願商標権者が後願商標に対して異議申立てや無効宣告請求を行っても支持を得られないといった事態が生じ得る。

したがって、第一に、混同要件を授権・権利確定手続の中に明記すべきである。第二に、「先願」は必ずしも「先登録」を意味するものではなく、「先願主義」こそが商標登録の抵触を解決する基本原則である。通常、手続が順調であれば、先に出願された商標は先に登録されるが、「普安娜」事件においては、先に出願されたが未

登録の商標と、後に出願されたが先に登録された商標とが抵触した場合であっても、「先願主義」の原則のみに基づいて処理されている。したがって、「先登録」の概念は削除し、「先願」原則のみを維持することが可能である[2]。もっとも、単に先に出願されたにすぎず、最終的に登録に至らなかった商標については、後願の障害とすることはできない。第三に、同日に出願されたが、先に使用された商標については、先願主義の下における一種の特殊な状況に該当するため、これも併せて「商標法」第2章「商標登録の条件」において規定すべきであり、第3章「商標登録の出願」に置くべきではない。さもなければ、当該事項は商標審査における拒絶理由としてのみ扱われ、先願権利者による異議申立てや無効宣告請求の理由から排除されることとなる。第四に、商標の使用義務を実効的に強化する観点から、正当な理由なく登録後3年を経過しても使用されていない商標については、「先願商標」の範囲から除外すべきである（その具体的理由については後述する）。第五に、誤認を招く使用を理由とする取消制度を導入する場合には、混同回避を目的とする共存合意（共存協定）の受容可能性を高めることも検討し得る。

以上を踏まえ、第19条と後掲の第34条とを統合し、以下のとおり改めることを提案する。

第十九条 [同一の商品について出願された商標が他人の先願商標と同一である場合、または同一の商品について出願された商標が他人の先願商標と類似し、あるいは類似商品について出願された商標が他人の先願商標と同一もしくは類似であつて、かつ混同を生じさせるおそれがある場合には、登録を認めない。

先願商標とは、先に出願された商標、または同日に出願されたが先に使用された商標をいう。ただし、登録後3年を経過し、当事者の請求により使用を証明することができず、かつ正当な理由を有しない商標及び最終的に登録に至らなかった商標は含まない。

当事者が混同回避を目的とする共存合意を締結している場合には、審査においてこれを考慮することができる。]

著名商標の保護について、「改正草案」の注目すべき点は、区分の異なる商品における保護の拡張を未登録の著名商標にまで及ぼした点にある。しかしながら、著名商標に対する特別保護が、混同防止（反混同）、フリーライド防止（反搭乗）及び希釈化防止（反淡化）という複数の法理を内包するものであるにもかかわらず、そ

の論理的整理が不十分であるため、なお多くの問題が残されている。

第一に、商品が非類似である場合の拡張的保護にのみ着目しており、同一または類似商品における強化的保護については明確にされていない。

第二に、著名商標保護に関する最高人民法院の司法解釈における詳細な規定を参照しておらず、把握が困難な「公衆を誤導するおそれ」という文言を維持しているうえ、「先行著名性」の要件も明示していない。

第三に、著名商標保護に対する抗弁としての正当事由が規定されておらず、保護範囲が過度に広範となるおそれがあり、一部の人民法院において著名商標の適用に慎重な姿勢を生じさせ得る。

第四に、「改正草案」第2章は商標登録の条件を定めるものである以上、著名商標に関する使用禁止規定は、第8章「登録商標専用権の保護」に移すべきである。したがって、第20条についても、以下のとおり改める必要がある。

第二十条 同一または類似の商品について出願された商標が、中国において未登録の他人の〔先行〕著名商標と同一または類似であり、混同を生じさせるおそれがある場合には、登録を認めない。

〔同一、類似〕または非類似の商品について、〔先行〕著名商標と同一または類似の商標を出願した場合において、〔正当な理由がなく、関連公衆に対し当該出願商標が著名商標と相当程度の関連性を有すると認識させ、その著名商標の識別力を希釈化し、当該著名商標の市場上の評価を毀損し、または当該著名商標の市場上の評価に不当に便乗するおそれがあるとき〕は、登録を認めない。

第8章の商標侵害に関する規定については、今回の「改正草案」は全面改正の機会を活用して相応の調整・最適化を行わず、全く変更を加えないまま維持している点は遺憾である。しかしながら、本条をめぐっては、なお多くの改正の余地が存在する。

第一に、商標侵害における被告の使用対象は、必ずしも「商標」である必要も、「商標的使用」に該当する必要もない。これは「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（以下「TRIPS協定」という。）によれば、被告は「商標」ではなく「標識」を使用すれば足り、それが原告の商標と同一または類似であればよいと規定されていることによる。実際、「改正草案」第38条においても「他人が同一または類似の商品について当該商標と同一または類似の標識を使用する行為については遡及

効を有しない」と規定されている。しかしながら、現行の規定ぶりは、本来は抗弁として機能すべき叙述的使用（記述的使用）を、商標侵害の認定に先行させる形で配置しており、無用に審理順序に関する争いを招くだけでなく、企業名称やドメイン名の使用が商標権侵害を構成し得るという実務とも整合しない。

第二に、現行「商標法」第 57 条第 1 項第（一）号及び第（二）号は、その後に列挙される各号とは性質が異なる。前者は商標侵害の一般的定義としてあらゆる場合を包含するものであるのに対し、後者は商標侵害の具体的類型（企業名称の顕著な使用や電子商取引におけるドメイン名の使用を含む）を列挙したものである。また、著名商標の保護に関する内容も商標権侵害の定義の一部を構成するため、第（三）号として前二者と並列して規定すべきである。

第三に、体系的整合性を確保するため、商標使用の定義における具体的な使用態様を、本条における標識使用行為の禁止に関する規定に移植し、あわせてインターネット上の使用態様も追加すべきである。

第四に、著名商標の使用禁止に関する規定は、授権・権利確定に関する条項から本条へ移置すべきである。また、未登録著名商標、代理人による冒認出願商標及び地理的表示に関する使用禁止義務は、いずれも登録商標専用権に基づくものではないため、準用規定を設けることにより制度的な連続性を確保する必要がある。

第五に、いわゆる潜在的なりバース・パッシングオフ（逆向假冒）行為についても明確化する必要がある、これには「銀雉」事件のように、単に商標を除去するのみで代替表示を行わない行為も含まれるべきである[3]。

以上を踏まえ、「改正草案」第 69 条についても、以下のとおり改める必要がある。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する行為は、いずれも登録商標専用権の侵害を構成する。

（一）商標登録権者の許諾を得ることなく、同一の商品について当該登録商標と同一の〔標識〕を使用する行為。

（二）商標登録権者の許諾を得ることなく、同一の商品について当該登録商標と類似の〔標識〕を使用する行為、または類似の商品について当該登録商標と同一もしくは類似の〔標識〕を使用し、混同を生じさせるおそれがある行為。

（三）著名商標の登録権者の許諾を得ることなく、〔同一、類似または非類似〕の

商品について著名商標と同一または類似の〔標識〕を使用し、〔正当な理由がなく、関連公衆に当該被疑標識が著名商標と相当程度の関連性を有すると認識させ、その著名商標の識別力を希釈化し、市場上の評価を毀損し、または市場上の評価に不当に便乗するおそれがある場合〕。

〔著名商標が未登録である場合には、前項の規定を準用する。〕

〔前二項の要件に該当する場合には、次に掲げる行為はこれを禁止する。〕

(一) 〔貼付、製造〕、販売及び〔輸入、輸出〕に係る侵害商品に関する行為。

(二) 〔侵害商品に係る包装または容器及び取引書類上における使用、または当該標識を広告宣伝、展示、ウェブサイト、インスタントメッセージツール、SNSプラットフォーム、アプリケーション、QRコードその他の情報媒体及びその他の商業活動において使用する行為〕。

(三) 他人の登録商標と同一または類似の文字を企業名称（商号）として使用し、商品上に顕著に表示用し、〔混同を生じさせるおそれがある〕行為。

(四) 他人の登録商標と同一または類似の文字をドメイン名として登録し、当該ドメイン名を用いて関連商品の電子商取引を行い、〔混同を生じさせるおそれがある〕行為。

(五) 他人の登録商標標識を偽造し、または無断で製造し、あるいはこれら偽造または無断製造された登録商標標識を販売する行為。

(六) 商標登録権者の同意を得ることなく、〔商標を除去し、または〕当該登録商標を変更し、かつ当該〔除去し、または〕変更された商標を付した商品を再び市場に流通させる行為。

(七) 故意に侵害行為に便宜を提供し、他人の侵害行為を幫助する行為。

(八) 他人の登録商標専用権に対しその他の損害を与える行為。

〔第二十一条第一項及び第二十二條第一項に違反する標識の使用禁止についても、前各項の規定を準用する。〕

さらに、一部企業が依然として「著名商標」を一種の名誉称号として追求するという逸脱的現象を完全に排除するため、「著名商標」という用語を「公衆に広く認識された商標」へ統一的に置き換えることも検討に値する。実際、旧「中華人民共和国商標法実施細則」（1993年改正）においては当初より「公衆に広く認識された商標」という用語が用いられており、現行の「改正草案」第62条における「著名商

標」の定義も、実質的には「公衆による広範な認識」という核心的要件を指向している。したがって、中国語においては法文上の表現を法的趣旨に立ち返らせ、「公衆に広く認識された商標」という用語に統一する方が合理的である。その場合でも、外国語訳については従来どおり“well-known trademark”を維持することが適当である。これにより、「著名商標」認定の申請が過度に集中する現象及びそれに伴う問題を回避できるとともに、「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下「パリ条約」という。）や TRIPS 協定等の国際条約上の義務履行にも影響を及ぼさない。もっとも、企業や評価機関が自ら「著名商標」を標榜することを禁止する観点から、現行の第 63 条（「著名商標」を利用した宣伝の禁止）については、現状どおり維持することができる。

最後に、商標代理機関による出願範囲を制限する第 24 条については、その性質上、絶対的理由に該当するものであるため、相対的理由を規定する第 19 条の前に移置することが、体系上より適切である。

## 二、悪意による商標登録出願行為に対する規制措置の具体化

今回の絶対的拒絶理由に関する改正における最大の注目点は、「改正草案」第 18 条の悪意による登録出願を制止規定である。同条には「悪意」という文言が直接用いられていないものの、実質的には悪意による登録出願の具体的態様を規定している。すなわち、第 1 項において「使用を目的とせず、正常な生産・経営上の必要を明らかに超えて商標登録を出願した場合には、登録を認めない」と定め、第 2 項において「欺瞞その他不正の手段により商標登録を出願してはならない」と定める。

「改正草案」第 1 項は、現行法の「使用を目的としない悪意の登録出願」という表現を改め、悪意を直接「正常な生産・経営上の必要を明らかに超えること」と結びつけており、これは商取引の論理と現実的必要性への配慮を示すものである。このような規定ぶりは、欧州司法裁判所が Sky 事件（C-371/18）において示した悪意による登録出願に関する規範的解釈とも高い整合性を有している。すなわち「出願人が信義則に反する商慣行により第三者の利益を害する意図を有する場合、または、特定の第三者を対象とするものではないが、商標のいかなる機能をも実現するためでもなく専ら商標権を取得する場合には、悪意が成立する」との解釈[4]と高度に符合する。

換言すれば、商標出願が商標の基本的機能である商品または役務の出所識別機能を実現するためのものである場合に限り正当性を有し得るのであり、当該必要性を超える場合には、単なる商標の買い占めや転売へと変質するおそれがある。もっとも、現在の規定文言は、防御的登録の適法性に関する問題を惹起する可能性がある。防護標章は使用義務を完全に免除された制度であるが、今回の改正では検討対象とされていないものの、競合他社や悪意の先取り出願人による便乗的な商標取得を防止するため、出願時に商品範囲を適度に拡大し、将来発生し得る商標紛争の件数及び費用を抑制するという点において、なお一定の防御的価値を有する。したがって、文言に「及び保護」の三文字を加え、すなわち「使用を目的とせず、正常な生産、経営「及び保護」の必要を明らかに超えて商標登録を出願した場合には、登録を認めない」と改めることにより、何を以て保護の必要とするか、また保護の必要と生産・経営上の必要性との関係をいかに整理するかといった問題を実務に委ねることとすれば、比較的柔軟かつ折衷的な解決策となり得るであろう。

次に第2項についてであるが、単に「欺瞞」以外の不正な手段を列挙することとどまる法律要件は、やや規定内容が希薄であるように思われる。仮にこれを「[誠実信用の原則に違反し]、または詐欺的[手段]により商標登録を出願してはならない」と改めるならば、総則第9条の信義誠実の原則との整合性がより明確となり、それによってより実質的な内容が強化されるとともに、審査機関及び司法機関に対してより広範な解釈の余地を与えることとなろう。これに伴い、「改正草案」第30条の「商標登録出願のため申告すべき事項及び提供すべき資料は、真実、正確かつ完全なものでなければならない」との規定を、「改正草案」中の商標情報の完全、正確かつ遅滞なき公開に関する第13条の前に移動させれば、「欺瞞的手段」の意味内容をより明確に示すことが可能となる。

現在のところ、「改正草案」の第53条において、より広範な悪意による登録出願の定義が示されており、第18条に違反する行為を間接的に悪意による商標登録出願行為と位置づけている。この行為に対しては登録を認めない旨及び行政処罰という法的効果のみが規定されているが、悪意による登録出願の被害者がこれにより余儀なくされた追加的な権利保護費用や損害の救済手段については明示的に規定されておらず、悪意の登録行為を効果的に抑止する上で十分とはいえない。したがって、第78条を次のように改正することを提案する。

「悪意による商標登録出願を行い、または」商標訴訟を提起した者に対しては、人民法院が法に従い処罰を科す。これにより相手方当事者に損害を与えた場合には、法に従い民事責任を負わなければならない。」

なお、この民事責任については、別訴による解決のほか、授權・権利確認手続における行政附帯民事訴訟によって解決することも可能とすべきである。

さらに、悪意による商標登録については、現行法上、五年の期間制限の適用を受けない対象が著名商標に限定されているが、これは悪意の商標登録を抑止する上で十分ではない。その主たる理由は、著作権者及び人格権の権利者は通常、商業活動を行わず、また「商標公報」の公告を注視することも一般的でないため、自己の著作物、氏名、肖像等が商標登録されている事実を発見することが極めて困難だからである。五年を経過後には無効審判を請求し得なくなることは、これらの権利者に著しい不利益をもたらすため、著名商標の保有者と同様に取り扱うべきである。この点について、悪意の場合の無効審判請求期間に関する第 50 条第 1 項末尾の規定を次のように調整することを提案する。

「悪意の登録出願に係る場合、著名商標の保有者、[著作権者及び人格権の権利者] は、五年の期間制限の適用を受けない。」

### 三、商標使用義務の強化及び誤認を生じさせる商標取消手続の整備

現在、中国における登録商標の総数は既に 4,987.7 万件に達している[5]。このような膨大な件数の下では、新規商標出願が一回の審査で登録に至る難度は極めて高くなり、審査過程において十数件もの先願商標が引用されて拒絶される事例が頻発している。したがって、当面の急務は、実際に商業的使用に供されている商標を確実に保護するとともに、可能な限り低い費用で商標資源を解放することにある。2023 年の「意見募集稿」においては、商標出願人に対し使用意思の宣誓を求め、登録人に対して五年ごとの商標の使用状況の報告を義務付けるとともに、さらに「一商標一権利」の規定を厳格に執行することが要求されていたが、反対意見が強かったため、今回の「改正草案」ではこれらの点について言及されず、唯一、商標管理部門が職権により未使用商標を取り消すことができる旨の規定のみが維持された。また、「改正草案」は「事情変更」に関する規定を明確に削除したが、「審理中止」の要件については一定程度緩和された。しかしながら、商標の「不使用取消審判」手

続と拒絶査定不服審判手続が並行して進行するため両者の調整は困難であり、かつ取消商標が法的効力を真に喪失するのは取消公告の日まで待たなければならず、往々にして「遠水、近渴を救わず」の状態にある。

それゆえ、後願商標の出願時に、既に三年を経過してなお使用されていない商標が後願の商標出願に対してもたらず脅威を、根本的に除去する必要がある。後願商標出願人が、拒絶査定不服審判、異議申立または無効審判の答弁手続において、直接、先願商標が三年間不使用であることをもって抗弁することを認めることは、疑いなく最も低費用の解決策である。この点は、先に提案した新たな第 19 条第 2 項後段に既に明記されているところである。実際には、中止及び併合審理の手続が有効に機能する状況下においては、先願商標の不使用という事実による対抗効力それ自体も大幅に制限されることとなる。それでもなお不使用の場合は対抗し得ない旨を明確化する趣旨は、主として、先願商標が事後的に使用を再開することにより後願商標を無効とする可能性を断つことにある。

また、訴えの提起時に登録後三年を経過してもなお使用されていない商標については、損害賠償を認めないのみならず、訴えそのものを却下すべきであり、せいぜい当該商標の使用開始後に改めて訴えを提起することを認めるにとどめるべきである。この点に関し、「改正草案」第 75 条に以下の文言を追加する必要がある。

第七十五条 登録商標専用権者が損害賠償を請求する場合において、被疑侵害者が、登録商標専用権者が「登録後三年を経過しても」なお当該登録商標を使用していないことを理由として抗弁を提出したときは、人民法院は、登録商標専用権者に対し、訴え提起前三年以内に当該登録商標を実際に使用していた証拠の提出を求めることができる。登録商標専用権者が、当該前三年以内に当該登録商標を実際に使用していたことを証明できないときは、[訴えを却下する]。

また、前述のとおり、取消された商標の効力が公告の日まで消滅しないとすれば、事実上、取消手続による不適切な使用是正の効力が遅延させることとなるため、取消理由が成立した時点において可及的速やかに商標権を消滅させる旨を規定すべきである。したがって、効力消滅時期に関する第五十八条第二項を次のように修正することを提案する。

「取り消された登録商標については、国务院商標管理部門が公告するものとし、当該登録商標専用権は、[取消理由が成就した日] から消滅する。」

多くの批判が寄せられている「作為的商標（心机商標）」の問題[6]に関し、今回の「改正草案」はようやく重要な一步を踏み出し、誤認を生じさせる使用を取消事由の一つとして明確に位置づけ、誤認惹起条項を新設することで事後的規制の抑止力が大きく強化されたその意義は極めて大きい。しかしながら、現在の文言は従来の変形使用に対する規制の発想を踏襲しており、罰金は追加されたものの、取消の要件は「情状が重大であること」にまで引き上げられている。これは、商標が未使用であり、かつ理論上誤認を生じさせる可能性のみが存在する段階で、絶対的拒絶理由における欺瞞的標章の規定を適用して登録を拒絶し、または登録を無効宣告が行われ得る現状との間に、大きな乖離を生じさせている。さらに、従来、変形使用を理由とする商標取消手続が一度も発動された実績がないことに鑑みれば、今後、誤認を生じさせる使用が実際に取消手続を引き起こす可能性は、一層困難となることが予想される。加えて、地方の商標執行部門と国務院商標管理部門との手続上の連携をいかに確保するかも、大きな課題である。

それゆえ、問題の本質は、登録商標権者による個別的な誤認を生じさせる使用に対して処罰を科すことではなく、商標が実質的に欺瞞的な標章へと変質し、保護を継続することが不適切となった場合に、これを取り消すべきであるかどうかという点にある。このように考えれば、記述的標章の拒絶、共存合意の拒絶、類似商標の譲渡禁止等の場面においては、より寛容な態度を採ることが可能となる一方で、事前に懸念され、かつ事後的に誤認惹起の結果が確認された場合には、躊躇なく取消手続を発動することで、当該手続の抑止効果を維持することができる。

同時に、変形使用が偽装された悪意の権利侵害行為となる場合があること、また誤認を生じさせる使用が不正競争の手段を構成し得ることに鑑みれば、それらはそれ自体で商標権侵害または不正競争行為を構成する。したがって、登録商標の不適切な使用をより良く監督・規制するため、利害関係人にも登録商標取消申請を認めるべきである。第五十六条第一項を次のとおり全面的に書き改めることを提案する。

第五十六条 商標登録人が登録商標の使用過程において、自ら登録商標、登録人の名称、住所その他の登録事項を変更し、または公衆に誤認を生じさせる方法で登録商標を使用したときは、商標執行を担当する部門は、期限を定めて是正を命ずる。

[変形使用により商標の悪意の権利侵害が構成され、または誤認を生じさせる使用

の結果が既に発生している場合には、国務院商標管理部門は、職権により、または利害関係人の請求に基づき、その登録商標を取り消す。]

さらに、団体商標及び証明商標の管理は、通常の商標よりも厳格に行われるべきであり、管理不十分の場合の最終的な処罰も、単なる罰金にとどまらず、取消可能性を追加すべきである。したがって、第五十九条第一項を次のように修正することを提案する。

「団体商標または証明商標の登録人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、商標執行を担当する部門は、期限を定めて是正を命ずる。是正を拒んだ場合には、一万人民元以下の罰金に処する。情状が重大である場合には、[国務院商標管理部門は、職権により、または利害関係人の請求に基づき、その登録商標を取り消す]」。

最後に、不使用を理由とする商標取消申請が悪意をもって濫発されることを防止するため、何人も取消申請を行うことができるのではなく、利害関係人のみが取消申請を行うことができる旨を規定することも考えられる。

#### 四、商標権の授権・権利確認手続と商標管理及び商標保護との関係の整理

現在の「改正草案」は、登録商標の更新・変更と、登録商標の無効宣告及び取消手続とを厳密に区別していない。とりわけ、使用許諾が商標管理の章に置かれていること、また追加された一部の内容が新たな問題を生じさせている。第一に、商標の譲渡、使用許諾及び質権設定はいずれも商標という財産権の活用形態に属するものであり、これらはまとめて規定されるべきである。第二に、特許法において特許権者に特許を実施する権利を付与していないのと同様に、商標登録もまた登録人に商標を使用する権利を付与するものではない。商標使用許諾とは、商標権者が自己の有する禁止権を他人に対し行使しないことの合意に過ぎず、この禁止権の不行使の合意から当然に使用権が導かれるわけではない。第三に、品質管理違反及びその他の許諾期間や地域等に関する重要な合意違反は、契約解除の条件となるにとどまらず、債務不履行責任さらには不法行為責任をも引き起こしえるものである。現行の文言は、商標登録人の選択権を制限するかのような印象を与えかねない。第四に、異なる種類の商標使用権者の訴訟提起権についても、司法解釈を参考にしつつ、法律上明確に規定すべきである。

したがって、第五十五条第一項の「商標登録人は自ら商標を使用することができる」との規定を削除し、これを次のように修正するとともに、第二項を追加することを提案する。

第五十五条 商標登録人は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。被許諾者が品質保証義務を履行せず、[またはその他許諾契約に重大な違反がある場合]には、許諾者は商標使用許諾契約を解除する権利を有し、[かつその債務不履行責任または不法行為責任を追及する権利を有する]。

[登録商標専用権が侵害された場合において、独占的使用許諾契約の被許諾者は、人民法院に単独で訴訟を提起することができる。排他的使用許諾契約の被許諾者は、商標登録人と共同して訴えを提起することができ、また商標登録人が訴えを提起しない場合には、単独で訴えを提起することができる。通常使用許諾契約の被許諾者は、商標登録人の明確な授権を得た場合に、訴えを提起することができる。]

また、商標権の授権・権利確認手続きの特性に鑑み、第五章、第六章、第七章の内容を再構成する必要がある。すなわち、第五章を「登録商標の更新登録、変更、譲渡及び使用許諾」、第六章を「登録商標の登録消除、取消及び無効宣告」、第七章を「商標管理」とする。

各条項の再配分は次のとおり提案する。第一に、第七章中の商標使用許諾に関する第五十五条を第五章に移し、隔離期間に関する第四十八条を削除する。第二に、商標権期間満了後の更新登録されない商標の抹消に関する規定を第六章に移して独立して規定し、取消及びその後の手続きに関連する第五十六条、第五十七条、第五十八条を第六章に移す。第三に、第八章「登録商標専用権の保護」中の完全性管理に関する第七十九条、第八十条、第八十一条を第七章「商標管理」に移す。これにより、第八章を商標権の保護により焦点を絞った内容とする。

## 五、立法用語及び定義の最適化

まず、現行「商標法」及び「改正草案」におけるいくつかの用語については、可及的速やかな統一が求められる。とりわけ、「改正草案」中、商標の定義に関する第

4 条、商標の構成要素に関する第 14 条、商標の識別性に関する第 16 条、及び商標の使用に関する第 54 条において、商標の識別性に関する用語を統一する必要がある。

「区分」「区別」さらには「顕著」といった語はいずれも「識別」という二文字に帰着されるものであり、すなわち「先ず認識し、その後に区別する」という過程を経るからである。「識別」及び「識別性」という用語に統一して用いることで、複数の用語が実務上もたらし得る混乱を低減することができる。各条文の修正提案及びその理由は以下のとおりである。

「第 4 条 本法において『商標』とは、商品または役務の出所を〔識別する〕ために用いられる標章をいう。」もつとも、本条は以下の第 14 条と相当程度重複するため、実際には削除することも可能である。

「第 14 条 自然人、法人または非法人組織の商品〔もしくは役務の出所〕を〔識別する〕ことができる標章であって、文字、図形、アルファベット、数字、立体標章、色彩の組合せ、〔単一色彩〕、音、動的〔標章〕等及びこれらの組合せを含み、かつ、〔正確、明瞭かつ客観的な方法で表現することができるもの〕は、すべて商標として登録出願することができる。

〔本法の商品商標に関する規定は、役務商標にこれを準用する。〕

動的標章を認めるに至った以上、単一色彩の出願適格性を引き続き排斥することに実際上の意義はなく、また、視認可能なすべての標章の出願を認めるという TRIPS 協定の要請にも適合しない。実際、「赤色靴底」事件において、最高人民法院は「本件係争商標は、使用位置が特定された赤色から成り、使用位置を限定された単一色彩商標に該当する」と認定した上で、「本件係争商標の標章構成要素は、商標法第 8 条に明示的に列挙されていないものの、商標法によって商標登録が可能な標章から明示的に排除されてはいない。国家知識産権局が、本件商標を商標法第 8 条の保護対象外とした判断には、法的根拠がない」と判示している[7]。単一色彩商標に識別性及び非機能性が認められるか否かについては、動的商標と同様に、第 16 条及び第 17 条において判断することができる。また、本条は現在、第二章に置かれているものの、漠然と拒絶理由として位置づけられており、異議申立及び無効宣告の理由とはされていないため、「改正草案」第 35 条及び第 49 条において明示的に規定する必要がある。さらに、単一色彩商標を追加する場合、機能性の制限に関する後掲第 17 条及び抗弁に関する第 70 条においても、同様な修正を加える必要がある。

もつとも、より簡便な方法としては、すべての「色彩の組合せ」を「色彩」と改めることも考えられる。いずれにしても、非伝統的商標の登録出願を認めるに際しては、出願商標を正確、明瞭かつ客観的な方法で表現しなければならないことを強調し、商標審査及び公衆の認識に資するようにする必要がある。

「第 16 条 登録出願に係る商標は、[識別性] を有しなければならない。次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) 当該商品の普通名称、図形、型式のみからなるもの

(二) 商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量その他の特徴を直接的に表示するにすぎないもの、または [県級以上の行政区画の名称もしくは公衆に知られている国内外の地名のみ] からなるもの

(三) その他 [いかなる識別性] を欠くもの

前項に掲げる標章であっても、使用により [識別性] を獲得したものは、商標として登録することができる。[行政区画の名称及び国内外の地名であって他の意味を有するもの、または団体商標、証明商標の構成部分となるものについては、前項第二号の制限を受けない。既に登録された地名を含む商標は、引き続きその効力を有する。]

「パリ条約」の要請に照らせば、第(三)号の「識別性」は「いかなる識別性」を欠くことを意味する。換言すれば、最低限の識別性さえ備えていれば登録が認められることとなる。また、地名の登録許容性は、本質的には識別性の有無の問題であり、これを前条から本条に移し、使用による識別性獲得の余地を残す方が、より合理的である。

第 54 条の商標使用の定義における「商品の出所を識別するための行為」という表現は、そのまま維持することができる。

次に、「商標専用権」という表現は依然として誤解を生じさせやすく、一旦登録されれば無制限に使用できるかのような印象を与えかねない（現行「改正草案」第 55 条「商標登録人は自ら商標を使用することができる」との規定を参照）。しかしながら、実質的には、他人による後願使用を排除し得るにとどまるものであり、先願権を害することはできない。最高人民法院は「一品石」事件において、「被疑侵害標章が商標として登録されているか否か、また鄭某が登録商標専用権を享有しているか否かは、他人の著作権を侵害したことに対する合法的な抗弁事由とはなり得ない」

と判示している[8]。したがって、理想的なのは、特許法における「特許権」に倣い、単に「商標権」とのみ称するのが適切である。

そこで、第1条をはじめとして「商標専用権」を全面的に「商標権」に置き換えるとともに、第9条を次のように修正することを提案する。

第9条 商標の登録出願及び使用〔並びに商標権の行使〕に当たっては、誠実信用の原則を遵守しなければならない、〔他人が先に取得した合法的権利と抵触させてはならず、かつ、〕権利を濫用して国家利益、社会公共の利益または他人の合法的權益を害してはならない。

また、現行法及び「改正草案」における標章、標識、商標及び混同、誤認、誤導等の用語の使用については、更なる統一が必要である。商標、登録商標、団体商標、証明商標、地理的表示、商標使用、周知商標等の各定義についても、総則または附則において集中的に規定することが望ましい。

「商標法」は1982年の施行以来40余年を経過しており、とりわけ2001年のWTO加盟に伴う大改正以降、多年にわたる司法実務と二度の改正を経て、既に相当程度成熟したものとなっている。この間、最高人民法院は商標権侵害及び授權・権利確認に関する四つの司法解釈を制定し、国家知識産権局も「商標権侵害判断基準」及び「一般違法行為判断基準」を策定してきた。これらの実務経験を法規範へと昇華させ、体系的な改正を行い、登録重視・使用軽視及び悪意の登録出願といった長年にわたり未解決の難題に重点的に対処することができれば、商標法が本来有する生産・経営活動に資するという立法趣旨へと回帰し、商標登録と使用の均衡を促進することにつながり、ひいては、品質の向上と産業の高度化という経済発展の目標の実現に資することとなる。

## 参考文献

- [1] 黄暉「中国商標法第 5 次改正における三つの重要問題」[EB/OL].(2023-10-16)[2026-01-30].[https://mp.weixin.qq.com/s/p6\\_tqxBGFjfbzq6OvVUPgA](https://mp.weixin.qq.com/s/p6_tqxBGFjfbzq6OvVUPgA).
- [2] 「普安娜」事件、最高人民法院(2017)最高法行再 10 号行政判決書。本件において商標局は 2001 年商標法第 28 条の既登録商標との抵触禁止規定により拒絶査定したものであるが、最高人民法院は次のように認定した。「出願商標の優先権日は引用商標 1 の出願日より前であるため、引用商標 1 は出願商標の登録出願に対する権利障害とはならない」。すなわち、人民法院がかかる認定を行った時点において、引用商標 1 は既に登録されていたものの、その出願日が実際には優先権日より後であったため、実際に第 29 条の先願主義が適用された。実際のところ、2002 年商標法实施条例第 29 条も、いずれが先に登録されたかを権利確定の根拠とはしておらず、単に「商標法第 41 条第 3 項にいう既登録商標について争いがある場合とは、先願登録商標の登録人が、他人が後願登録商標が同一または類似の商品について自己の登録商標と同一または類似であると考える場合をいう」と規定するにとどまっている。
- [3] 「銀雉」事件、南通市中級人民法院(2003)通中民三初第 15 号民事判決書。
- [4] 「Sky」事件、欧州司法裁判所 Sky plc and Others v Skykick UK Limited and Skykick Inc. C-371/18 ECLI:EU:C:2020:45 第 81 段落 : [A] trade mark application made without any intention to use the trade mark in relation to the goods and services covered by the registration constitutes bad faith, within the meaning of those provisions, if the applicant for registration of that mark had the intention either of undermining, in a manner inconsistent with honest practices, the interests of third parties, or of obtaining, without even targeting a specific third party, an exclusive right for purposes other than those falling within the functions of a trade mark.
- [5] 国務院新聞弁公室記者会見 2025 年知的財産権業務進展状況紹介[EB/OL].(2026-01-23)[2026-01-30].<https://mp.weixin.qq.com/s/XCp9houM-EaxhqXOPJFYVw>.
- [6] 前掲[5]に同じ。
- [7] 「紅鞋底」事件、最高人民法院(2019)最高法行申 5416 号行政裁定書。
- [8] 「一品石」事件、最高人民法院(2021)最高法民再 121 号民事判決書。

著者：黄暉

© 万慧达知的財産権 2025 年